

市町村・一部事務組合等との「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」の変更点について

当該年度の再商品化業務の実施に当たっては、前年度中に当協会が行う入札により指定保管施設ごとの再商品化事業者が決定いたします。しかしながら例年、開札が終わった後に指定保管施設を変更したいという市町村等が散見され、それにより円滑な再商品化業務の実施に影響が出る場合があります。そのため、平成29年度におきましては、市町村等が当協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更した場合や指定保管施設の変更により再商品化事業者の引取運搬費が増加した場合の対応につき、「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」に盛り込むことになりました。変更箇所はアンダーラインの部分ですので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

●「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分）

条項	平成29年度	平成28年度
第6条(引き取り方法)	<p>1 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。</p> <p>2 <u>甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断した場合には、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。</u></p> <p>3 <u>乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとするときには、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生する場合、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。</u></p> <p>4 甲は、再商品化事業者の引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>7 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p>	<p>1 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。</p> <p>2 甲は、再商品化事業者の引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>3 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>4 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>5 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p>

●「業務実施契約書」(市町村負担分)

条項	平成29年度	平成28年度
第8条(引き取り方法)	<p>1 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設(以下「指定保管施設」という。)において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。</p> <p>2 <u>甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断した場合には、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。</u></p> <p>3 <u>乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとするときには、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生する場合、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。</u></p> <p>4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車両への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>7 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p>	<p>1 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設(以下「指定保管施設」という。)において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。</p> <p>2 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車両への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>3 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>4 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p> <p>5 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p>

以上